

5 所謂「くぼみ石」について

十日川5遺跡で「たたき石」として扱った中に所謂「くぼみ石」は15点出土している。

今回の調査で、素材選択、複数の使用痕の位置、くぼみ石の使用方法について大まかな規則性らしいものが認められたので、いくつか述べることとする。

「くぼみ石」については、使用痕、重量で細分され、大きく台石的に使用される据置いて使用される「台石タイプ」と、手にもって加撃具として使用される「ハンマータイプ」とに分けられている。今回、「くぼみ石」と称したものはハンマータイプを意味し、本文において礫面平坦面に敲打によると思われるくぼみ（凹孔）をもつものと限定して用いている。

使用痕については、機能・形態を明確にするために比較的大きい使用痕のみを取り上げ、部分的に見られる小さな使用痕やほぼ同位置にある複数の使用痕が切り合った使用痕については一つと見做した。

また、敲石や磨石的機能がうかがえる側縁に認められる敲打痕・擦痕の複合する使用痕については、今回、あえて取り扱わなかった。

1) 素材選択の規則性について

素材の選択について、葛西智義(1)、後藤秀一(3)等の論考が認められる。後藤は「くぼみ石」の素材選択について「素材の獲得がただちに完成された石器の獲得」とし「使用目的に合致したある程度の形態的条件」と述べ、素材の選択は「完成された石器」としてのイメージがあると指摘している(2)。素材の形態については、確かに、後藤が指摘しているように素材の選択段階において前述のような形状の礫が選択される傾向が窺える。しかし、素材について楕円礫・長楕円礫・円礫・不定形の礫という表現にとどまり、素材自体の形狀が明確に表現できていないように思える。

留意すべき点は、素材として選択された礫の形状が、楕円礫・長楕円礫・不定形の礫であっても、おおむね、「籠状の素材」ともいえる一端が幅広の籠状礫が多く選択される傾向が窺える点である。このことは余市町登町2・3遺跡の報告においても指摘したことがある(3)。この様な「籠状の素材」の選択するという傾向は、加撃具としての機能を考えると、形態的には「握り易く、使い勝手が良いもの」で、少ない力で効果的な機能を果たし、加撃具として力学的に合理的であることに起因するものと思われる。このような素材の選択にみられる傾向は、後藤の「素材の獲得=完成された石器の獲得」という指摘をさらに明確にしうるものと思われる。

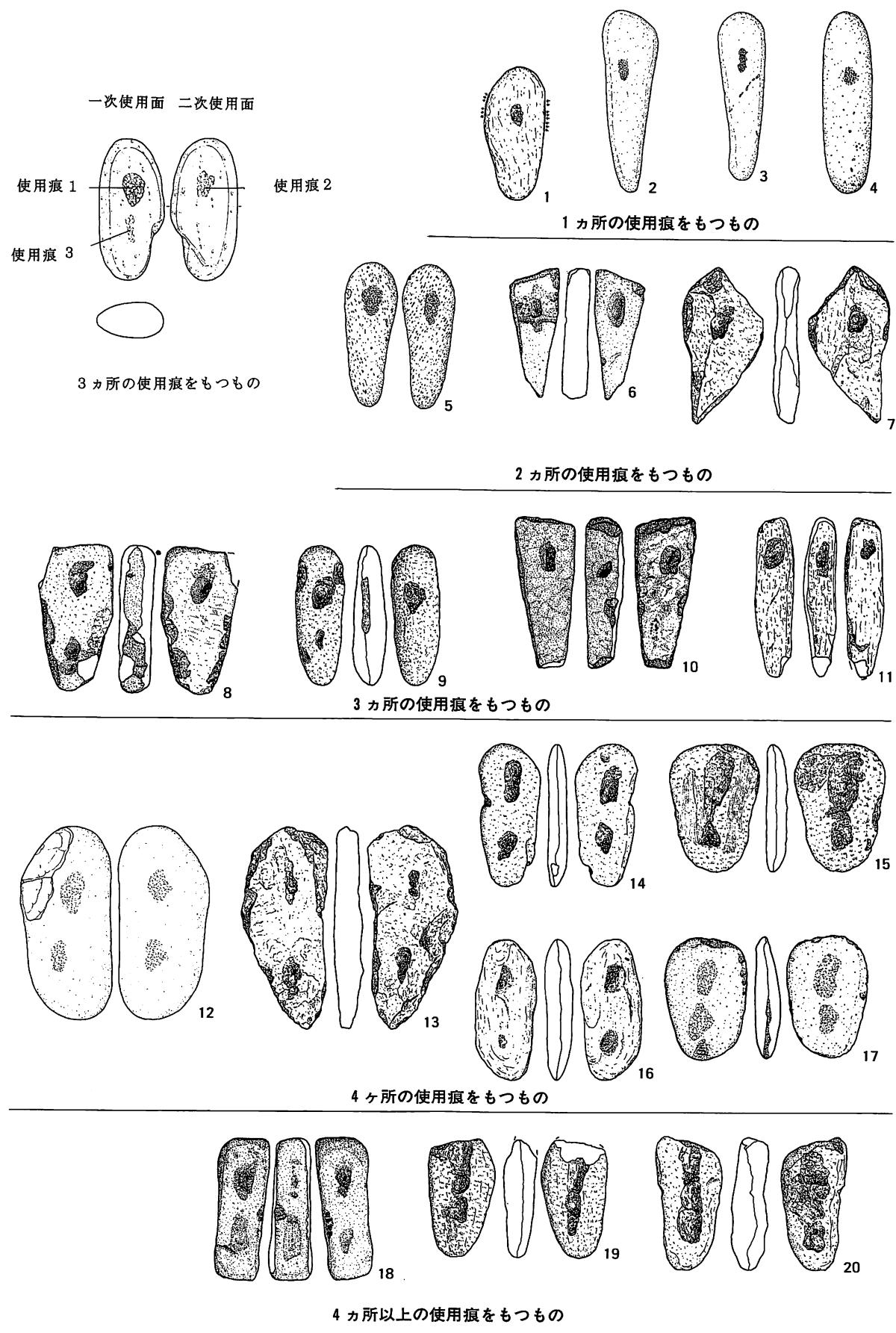
2) 使用痕の規則性について

今回の調査で得られた資料において、複数の使用痕が認められた資料は少ないが、一ヵ所の使用痕をもつものの使用痕は、「籠状素材」の幅広先端部の、より平坦な面に多く認められた。使用痕について、葛西は「主に、礫の平坦面やわずかな凸面に残され、凸面が鋭角的な場合は頂部を避けその側方に残されている」と述べ、機能部として平坦面が好まれる傾向を指摘しており(2)、今回の使用痕についても、ほぼ葛西の指摘に符合する傾向が窺える。

くぼみ石に認められる使用痕は、1ヵ所から4ヵ所以上認められるものがある。

それぞれのくぼみ石の使用痕の数と使用痕位置との関連は、

1ヵ所の使用痕は、「籠状素材」に幅広の先端部に多く認められ、2面ある幅広先端部



のより平坦な面（仮称 一次使用面）に認められることが多い。（図IX-5-1-1～4）。1～4は幅広先端部をもつ棒状の礫を用いているものである。

2カ所の使用痕は、使用面は幅広の端部の表裏に多く認められ、その使用痕の位置は、表裏とも端部からほぼ同位置にあるものが多く、より平坦な面（一次使用面）の使用痕の形状は、その裏面（仮称 二次使用面）に比べ大きく、使用程度が高い傾向が窺える（図IX-5-1-5～7）。そして、端部表裏の同位置の使用痕は、同一作業中でのくぼみ石の「裏返し」の行為から生じ、くぼみ石の「持ち替え」によって生じたものと思われる。しかし、「持ち替え」の要因については、「使用面のあれ」や「使用痕の深さ」等が想定されるが、対象物によって異なることが考えられ明確に示すことが出来ないが、葛西は「2～3mmのものが多いことから、ある深さ以上になると使用に適さなくなったことが考えられる」と指摘している。

3) 「持ち替え」順序の規則性について

くぼみ石の複数使用痕は、使用時のくぼみ石の「持ち替え」によって生じることを述べた。出土資料の中には使用痕が複数認められるものがあり、使用痕の数・使用面・使用痕の大きさ等には次のような傾向が窺われ、「持ち替え」の順序が想定できそうである。

使用痕が1カ所のもの：先述のように「籠状素材」に幅広の先端部に多く認められ、2面ある幅広先端部のより平坦な面（一次使用面）に認められることが多い。

使用痕が2カ所のもの：使用痕は幅広の端部の表裏に多く認められ、「持ち替え」の順序については、先述した通り、幅広先端部のより平坦な面（一次使用面：使用痕1）→裏面幅広先端部（二次使用面：使用痕2）への「持ち替え」が多く認められる。

使用痕が3カ所のもの：使用痕は幅広の端部の表裏と素材の尖った端部に認められるものが多い。出土資料や使用痕が2カ所のものの使用痕位置を考慮すると、「持ち替え」の順序は、幅広先端部のより平坦な面（一次使用面：使用痕1）→裏面幅広先端部（二次使用面：使用痕2）→尖った端部（使用痕3）への「持ち替え」の傾向が窺える。そして、尖った端部使用痕（使用痕3）は、多少、端部の形状にもよるが一次使用面側に認められることが多い様に思われる（図IX-5-1-8～11）。また、幅広の端部の表裏と幅広先端部の側面に認められるものもある。これらは断面形が矩形の礫を素材とするものに認められることが多い（図IX-5-1-10・11）。

使用痕が4カ所のもの：両端部の表裏に認められることが多い（図IX-5-1-12～17）。3カ所の使用痕をもつものを考慮すると「持ち替え」の順序は、幅広先端部のより平坦な面（一次使用面：使用痕1）→表面幅広先端部（二次使用面：使用痕2）→一次使用面の尖った端部（使用痕3）→二次使用面の尖った端部（使用痕4）への「持ち替え」の傾向が窺える。

また、「籠状素材」を用いたくぼみ石の中に、使用痕が5カ所以上認められ、素材の中央部にも使用痕が認められるものもあるが（図IX-5-1-18～20）、その使用痕は、概して両端部の表裏の使用痕に比べ小さく、使用程度が低いように思われるものが多い。また、この使用痕によって、両端の使用痕とが繋がり溝状の使用痕になるものと考えられる。溝状の使用痕は、素材自体が比較的小型なくぼみ石に多く認められることから、素材自体の大きさに起因するものと考えられる。

以上のように素材の選択・使用痕の位置・「もち替えの順序」等の傾向について述べた。

素材の選択については、「素材＝完成品」として考えられ周辺にある礫を無作為に使用するものではない様である。

そして、複数の使用痕、位置、規模等からくぼみ石の「もち替え」順序の傾向が認められる。また、幅広先端部のより平坦な面（一次使用面）に使用痕が認められるものが最も多く出土している。これはくぼみ石の機能・使用方法を明確に示していると考えることができ、素材選択の基準である、機能的な合理性や一次的な使用方法を最も反映したものといえる。

各時期毎の特徴、素材として選択される石材、使用痕自体の形状や規模、用途について論及することができなかった。使用痕自体にも回転をによる使用を窺わせる滑らかな使用痕やつぶれのための凹凸が認められる使用痕等があり、使用方法が異なることが想定できそうな微妙な違いが認められるという(2)。

今後、使用痕分析や残存脂肪酸分析等を導入し、対象物や用途を含め使用方法について検討されなければならないと思われる。

（1・6～11・13～20：納内3遺跡、2～5・12：十日川5遺跡）

（熊谷仁志）

参考文献

- (1) 葛西智義 1988 『深川市 納内3遺跡』(財)北海道埋蔵文化財センター
- (2) 後藤秀一 1989 「縄文時代石器研究の基礎作業」『考古学論叢II』芹沢長介先生還暦記念論文集刊行会
- (3) 熊谷仁志 1989 『余市町登町2遺跡・登町3遺跡』(財)北海道埋蔵文化財センター